

九條又は八十一條に定めたる公告をなすことを怠り又は不正の公告を爲したるとき
第三十條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定は前二條の過料に之を

社會民衆黨労働組合法案

第一條 労働組合は労働条件の維持改善その他被働者の共同利益を増進するを目的とする被働者の團體又はその聯合を云ふ
第二條 本法の適用を受けんとする労働組合の設立者は組合規約及び役員の名住所を主たる事務所所在地の地方長官に届け出づることを要す
第三條 労働組合の設立者は組合規約を作り之に左の事項を記載すべし 一、名稱 二、目的 三、主たる事務所 四、組合員の資格に関する規定 五、組合員の加入脱退に関する規定 六、組合の大会其他の會議に関する規定 七、組合の執行機關並に其他役員の權限資格及び任免に関する規定 八、加入金及組合費徴収方法並に會計に関する規定 九、組合の組合員名簿に関する規定 十、組合規

準用す
附則
本法は昭和六年十一月一日より之を施行す。第一條に掲ぐる事項を目的とする労働者の團體又はその聯合團體にして本法

約の變更に関する規定十一、組合の聯合及合併に関する規定
第四條 労働組合の大会は執行機關之を招集す。組合員三分の一以上の者より其の目的を定めて招集の要求ありたる時は執行機關之を招集す
第五條 労働組合が組合員扶助の目的を以て販賣組合購買組合又は生産組合の事業を營む場合には産業組合法を適用せず
第六條 労働組合に對しては所得稅營業稅及び登録稅を免除し又組合員組合員との間の法律行為に關しては印紙稅を免除す
第七條 労働組合は労働紛議につき役員其他組合員が他人に加へたる損害を賠償する責に任ぜず
第八條 労働紛議に際しては治安警察法行政執行法暴力行為取締法警察規程各令並

八
施行の際現に存するものはこれを本法の労働組合と看做す。本法施行の際現に存する労働組合は本法施行の日より一月以内に第二條の規定に準じ、届出を爲すべし

第九條 罷罪即決令第三十一號を適用せず
第九條 雇主又はその事務員は労働組合員たる故を以て被働者を解雇し又は雇傭の申込を拒絶することを得ず
第十條 組合員は労働紛議に關する組合規約違反によりて組合又は組合員に及ぼしたる損害を賠償する責に任ぜず
第十一條 労働組合が雇主又はその團體と労働協約を締結したる場合に於て之に反する組合員と雇主との單獨契約條項は無効とす
第十二條 労働組合は聯合又は合併することを得聯合組合及合併組合には本法の規定を準用す
第十三條 労働組合は左の事項によりて解散す 一、組合規約を以て定めたる解散事由の

發生
第十四條 労働組合は司法裁判所の判決を經るにあらざれば解散することなし
第十五條 地方長官は労働組合の規約又は決議が法令に違反するものと認めたる

その時は警告を發し若し應ぜざる場合にはその取消變更を地方裁判所に告訴することを要す
第十六條 第九條の規定に違反したる雇主又はその事務員は六箇月以上三箇月以下の懲役に處す

附則
本法は昭和五年六月一日より之を施行す
本法施行の際現に存する被働者團體にして本法の適用を受けんとするものは本法施行の日より六箇月以内に第二條の手續に準じ届出をなすことを要す

理事會報告

理事會記錄

第一回理事會 昭和五年四月十八日夜於本部
報告事項
一、執行委員會報告
二、鐘ヶ淵紡績爭議全國的戰況
三、對鐘紡闘争委員會成立及參加の經過
四、品川乾電池工支部爭議經過
五、本郷座分會解雇問題
協議決定事項
一、各専門部長選任決定
二、大會費用割當決定
三、大會決定事項執行に關して、組合員手帳及切手制度採

用は、其の實施期を執行委員會に一任し、罷業中の家族救濟案は規約立案を執行委員會に一任の事
四、飯澤執行委員人件費決定(二十五圓)
五、労働組合法請願デミーに對し、四月二十日午前九時總動員して本部集合する事
六、鐘紡爭議應援金募集の爲四月二十日午前九時本部集合街頭宣傳を行ふ事
七、メーデー代表辯士に北村義雄、橋本吉五郎の兩君を送る事
八、關東同盟理事 野口 仁科 永城 安川 橋爪の五名推薦決定